

## [ 事案 20-38 ] 契約転換無効確認請求

- ・平成 20 年 10 月 9 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 11 月 16 日 裁定終了

### < 事案の概要 >

契約転換時において、据置金の転換価格への充当に関する説明がなかったとして、契約転換を取り消し元の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 3 年に加入していた定期付終身保険(生存給付金定期保険特約付、以下「被転換契約」)を 20 年 2 月、同種の保険(以下「転換後契約」という)に契約転換の手続きをした。

転換後 1 カ月後に、被転換契約で据え置いていた直近の生存給付金を引き出そうとしたところ、契約転換に際し、同生存給付金が転換価格に組み込まれ受領できなくなってしまった。契約転換の際に、営業担当者から、被転換契約の据置金が転換後契約に組み込まれ受領出来なくなることの説明は受けていない。転換時に素人の契約者にも伝わるように説明を受けていれば、契約転換などしなかった。説明を怠ったことは、保険業法、消費者契約法に違反するものであり、契約転換を取り消して、被転換契約に戻してほしい。

### < 保険会社の主張 >

下記理由により、転換後契約を無効にしてほしいとの申し出には、応ずることは出来ない。

- (1) 営業担当者は、契約転換の提案時、申立人に対し「転換により、被転換契約について据置祝金等の今貯まっているお金は受け取ることが出来なくなる」旨を説明した。
- (2) 申立人は、意向確認書の各確認事項についてすべて「はい」に付けて、各確認事項の内容を理解したことを表明していることや、転換価格の内訳として据置金を記載した「契約転換精算書」を受け取った時点で、なんら苦情を申し出していないことなどからも、担当職員の説明が十分になされたことが裏付けられる。
- (3) 契約転換する場合に適用される「保険契約の転換に関する特則(以下「転換特則」)には、責任準備金、社員配当金、据え置かれた生存給付金の各金額の合計とする」旨規定されている。東京地裁昭和 48 年 12 月 25 日判決は、「生命保険契約のような附合契約にあっては、契約者が当該約款の内容を知っていたと否とにかかわらず、また約款によらない旨の明示のない限り、その約款全体を内容とし、かつこれにのみ契約が有効に成立するものと解すべきである」と判示しているところであり、本件契約転換に適用される転換特則には、上述のような規定がおかれている。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面にもとづいて審理を行った結果、下記のとおり、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 下記のとおり、本件において消費者契約法 4 条 2 項に該当する行為があったとは認め難い。生存給付金の請求権は、保険契約により発生する権利であるから、契約が消滅した場合には、当該権利も存在しなくなることは当然である。従って、転換時に未受領の生存給付金は清算されるはずであり、被転換契約の消滅時に返戻金等として返還されない限り、転換契約における転換価格(転換後契約に移行する被転換契約の清算)に含まれると解すると考えることが通常である。従って、この点を説明しなくとも、不利益事実の不告知とは言えない。  
生存給付金は「来年の分は出ないが、3 年後から出る」という営業担当者の説明による

と、貯まっている積立金は無くならないと消費者に誤信させるものとは通常考えられず、従って、転換により従来積み立てた給付金が消滅するという事実を告げなかったことは、消費者契約法にいう不利益事実の不告知には該当しない。

「転換精算書」によれば、被転換契約の清算内容の欄に据置金の記載があり、更に転換価格の内訳の内容についての欄に据置金の説明として「契約前に据え置いていた保険金、給付金などの元利合計です」と説明されている。そして、この据置金が転換後契約に充当されることは前記被転換契約の清算内容の欄の下部に記載されている金額から明らかであり、重要事項の説明はあったことになるし、少なくとも不利益事実を営業職員が「故意」に告げなかったとは推定できない。

- (2) 申立人の主張する保険業法第 300 条の禁止行為の違反（重要事項の不告知）は、上記と同様認めることが出来ず、また、同条違反は直ちに保険契約の効力に影響を与えるものではない。
- (3) 生命保険の転換は、被転換契約を消滅させて転換後契約を発生させるものであるから、被転換契約により発生した権利が消滅する（清算される）ことは当然であり、未払保険金・給付金が転換契約により消滅することは、一般人においては契約意思の形成に影響を与えるものではないと判断できるので、要素の錯誤とはいえない。

また、申立人において積み立てた保険金・給付金が重要であるならば、契約の段階で容易に確認できたはずであるのに、申立人の主張によっても、この確認は明確には行われていない。よって、錯誤による無効(民法 95 条)とはならない。